小坂町商工会からのお知らせ

2026. 11

年末調整

■今年、基礎控除の引き上げ等の変更があります！

令和８年度税制改正により、令和８年分の年末調整に変更があります。 特に、基礎控除・給与所得控除・扶養親族等の所得要件が見直されます。

①基礎控除が引き上げられます

合計所得金額に応じて基礎控除額が見直され、令和８・９年分は、所得に応じて最大 104 万円となります（合計所得金額 2,350 万円超は改正なし）。

②給与所得控除の最低保障額が引上げられます

給与収入 190 万円以下の場合などに関係する最低保障額が、65 万円から 74 万円へ引上げられます。給与収入 220 万円超の控除額は改正ありません。

③扶養親族等の所得要件が変わります

扶養控除等の対象となる親族・配偶者などの所得要件が見直されます。

※給与収入のみの場合の主な目安は次のとおりです。

区分（給与収入のみ）	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者	136 万円以下	123 万円以下
特定親族	136 万円超～ 197 万円以下	123 万円超～ 188 万円以下
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	136 万円超～ 207 万円以下	123 万円超～ 201 万 5999 円以下
勤労学生	163 万円以下	150 万円以下

※ひとり親の生計を一にする子など、区分により要件が異なります。

④年齢 23 歳未満の扶養親族がいる方の生命保険料控除

一定の条件を満たす場合、令和８・９年分の一般生命保険料控除の上限が４万円から６万円へ引き上げられます。なお、生命保険料控除全体の合計限度額は 12 万円のままです。

注意点

- 年末調整では、改正後の基礎控除額・給与所得控除後の給与等の金額を用いて年税額を計算し、源泉徴収税額と精算してください。
- 令和 8 年 12 月 1 日以後、新たに扶養親族等の要件を満たす方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となる場合があります。

詳しい内容・申告書の記載例は、
国税庁ホームページをご確認ください。

国税庁　年末調整　検索

記帳支援

■記帳でお困りの方、商工会が支援します

商工会では事業者の皆さまに代わって記帳を代行する記帳代行支援を行っています。記帳の負担を減らしたい方は、お気軽にご相談下さい。

その他に、商工会では帳簿の付け方から決算申告までのサポートを行っています。決算申告でお困りの方も、まずはご相談下さい。

中退共制度

■中小企業退職金共済（中退共）制度のご案内

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの有利な掛金助成や、税法上の優遇も受けられ手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます。※一部対象外あり。

詳しくは右記 QR からホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】tel:03-6907-1234

雇用管理セミナー

■中高年世代の採用と活躍する組織づくり

岐阜労働局では、令和 8 年度「中高年世代活躍応援プロジェクト」の一環として、企業の皆様を対象に「雇用管理セミナー」を開催します。中高年世代（概ね 35 歳から 59 歳）の採用・活用を、人材確保の新たな選択肢として考えてみませんか。

■雇用管理セミナー　～中高年世代の採用と活躍する組織づくり～

日　時：令和 8 年 12 月 3 日（木）14 時～15 時 30 分

開　催：オンライン開催

参加費：無料

対象者：企業の経営者、採用・人事担当者

講　師：原　正紀 氏（株式会社クオリティ・オブ・ライフ代表取締役）

締切日：令和 8 年 12 月 2 日（水）

内　容：企業を取り巻く環境と中高年世代
　　中高年世代の採用・活用について
　　中高年世代の定着と育成
　　中高年世代の活用事例

詳しくは、岐阜労働局 中高年世代活躍応援プロジェクト　検索

小坂町商工会　　電話：0576-62-2176　FAX：0576-62-3916